第二節　秘密の保持（第四十五条の四）
第三節　他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第四十五条の五）
第四節　他の電気通信設備との責任の分界（第四十五条の六）
第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第四十五条の七―第四十五条の九）
第五章　基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備
第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条）
第二節　秘密の保持（第四十九条）
第三節　他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）
第四節　他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）
第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条）
第六章　雑則（第五十七条・第五十八条）
附則

（目的）

第一条　この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条　この規則のうち、第一章及び第六章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第三項に規定する電気通信設備について、第五章は同条第五項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

（定義）

第三条　［略］

２　この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

［一～四　略］

四の二　「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するもの（次号に規定するものを除く。）をいう。

四の三　「ワイヤレス固定電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、適格電気通信事業者が基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備であつて、その伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるものをいう。

［五～十二　略］

十三　「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、ワイヤレス固定電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。

第一節　電気通信設備の損壊又は故障の対策（第四十六条―第四十八条）
第二節　秘密の保持（第四十九条）
第三節　他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止（第五十条）
第四節　他の電気通信設備との責任の分界（第五十一条）
第五節　音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備（第五十二条―第五十六条）
第五章　雑則（第五十七条・第五十八条）
附則

（目的）

第一条　この規則は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第四十一条第一項、第二項及び第四項の規定に基づく技術基準を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第二条　この規則のうち、第一章及び第五章は全ての事業用電気通信設備について、第二章は法第四十一条第一項に規定する電気通信設備について、第三章は同条第二項に規定する電気通信設備について、第四章は同条第四項に規定する電気通信設備について、それぞれ適用する。

（定義）

第三条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］

四の二　「メタルインターネットプロトコル電話用設備」とは、二線式アナログ電話用設備のうち、他の電気通信事業者の電気通信設備を接続する点においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

［新設］

［五～十二　同上］

十三　「固定電話接続用設備」とは、事業用電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）であつて、他の電気通信事業者の電気通信設備（メタルインターネットプロトコル電話用設備、インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備及び電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備に限る。）との接続を行うために設置される電気通信設備の機器（専ら特定の一の者の電気通信設備との接続を行うために設置されるものを除く。）と同一の構内に設置されるものをいう。